

(3) 小江原小学校いじめ防止基本方針

【いじめ防止基本方針作成の目的】

小江原小学校では、子どもたちに対して、人間尊重を基盤として平和な国際社会に貢献できるよう、地域の自然や文化・それを育む人に感謝し愛する心を育てます。また、価値ある自己を発見し、相互に理解し合い、生命を尊重し合える心身ともにたくましい児童の育成を目指した教育活動を進めます。

学校は、人間として絶対に許されない行為である「いじめ」を、保護者・地域とともに、子どもたちの社会からなくすために、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。



【めざす児童像】

『夢・汗・笑顔いっぱいの子ども』

- ねばり強く学び合う子ども
- 心と体をきたえる子ども
- 互いに理解し支え合う子ども

生活協議会（いじめ対策委員会）

- ・日常における観察
- ・月1回アンケート実施

この委員会組織は、学校基本方針に沿った具体的な取組の計画・修整、相談・通報の情報共有、対応の協議を行うとともに、いじめの疑いに係る緊急会議を開催し、指導や支援・対応方針決定の役割を担う。

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生活指導主任
- 養護教諭 ○関係職員 ○特別支援教育コーディネーター

専門家・外部関係者

必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を教育委員会に要請する。

- 学校評議員
- 長崎市子ども部子育て支援課
- 長崎市教育研究所
- 民生委員・主任児童委員

育友会・地域との連携

保護者として、子育てのあり方を検証し、学校や地域との活動に連携・協力する。

- 育友会
- 子どもを守るネットワーク
- 小江原中学校区青少年育成協議会
- 各自治会、老人会、ゆかい

関係機関との連携

学校や地域と一体となって、子どもたちを育てるために連携・協力する。

- 幼保小連携推進協議会
- 小中連携推進協議会
- 長崎市社協小江原支部
- 浦上警察署 ○その他関係機関

児童会

いじめを「しない・させない・許さない」取組、違いや互いの良さを認め合う活動を進め、楽しい学校生活を築く。

- 児童会活動・学級活動
- 小江原中学校生徒会

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。